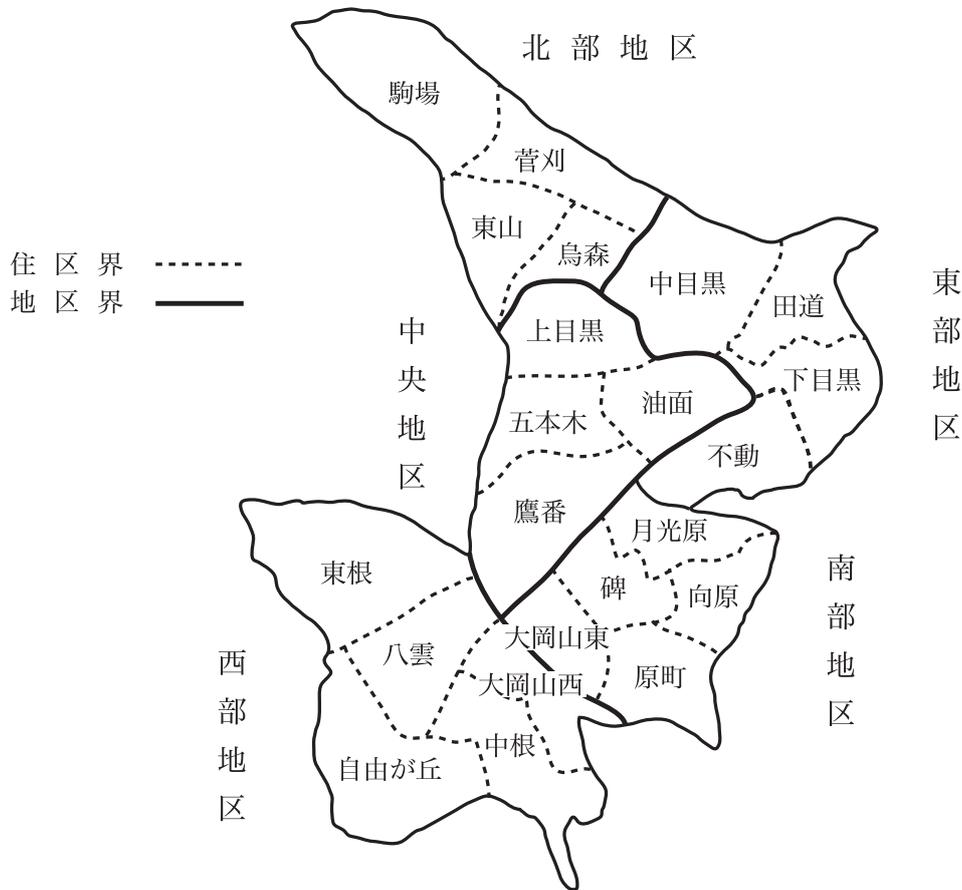


# 4. 生活環境

## I まちづくり

第4-1図 地区・住区区域



住区・地区・全区の生活圏域に基づく公共施設の配置については、地域特性や既存施設の配置などさまざまな点を考慮しながら適正かつ計画的に行っている。

住区・地区・全区からなる生活圏域のうち、区民にとって最も基本的な生活圏域が住区である。22の各住区には、地域コミュニティの基礎となる町会・自治会やPTA、商店会、社会教育関係団体など地域活動諸団体の関係者や個人の参加により住民会議が組織され、住民参加のまちづくり活動が行われている。住区には、集会施設をはじめ児童館・学童保育クラブ、老人いこいの家、防災拠点等を併設した住区センターが整備され、誰でも使える身近なコミュニティ施設として親しまれている。

この住区センターは、住区でのふれあいとまちづくりの中心施設で、その運営管理は住民会議が行っている。

住区：主として小学校児童の生活領域に相当し、近隣社会としてのまとまりを保持することが可能な区域で、利用頻度の高い施設を中心に構成される生活圏の区域。

地区：住区を包括する広域地域で、大人の徒歩による生活行動の領域に相当し、買い物、通学、レクリエーションその他平均的な日常生活がその中で充足され、住区相互間の連携を可能にする区域。

全区：住区および地区を包括するさらに広域の生活圏としての区全域。

第4-1表 住区別住区施設整備現況

地 区	住 区	住 区 集 会 施 設	児 童 館	学 童 保 育 ク ラ ブ	老 人 い こ い の 家	区 立 小 学 校	幼 稚 園 ・ こ ど も 園	保 育 所	広 場 公 園	街 か ど 公 園	児 童 公 園	都 市 緑 地
北 部	駒場	1	1	2	1	1	2	6	0	2	3	1
	菅刈	1	0	1	1	1	0	2	0	2	2	2
	東山	1	1	4	1	1	1	2	0	1	3	0
	東森	1	1	2	1	1	1	4	0	0	2	0
東 部	中目黒	1	1	2	1	1	1	6	0	2	5	3
	田道	2	0	2	2	1	1	3	1	2	5	0
	下目黒	1	1	2	1	1	1	8	1	1	3	0
	不動	1	2	2	1	1	1	6	0	2	4	0
中 央	上目黒	1	1	2	1	1	2	6	0	2	4	0
	油面	1	1	2	1	1	0	3	1	0	3	1
	五本木	1	2	3	1	1	0	6	0	3	2	1
	鷹番	1	0	2	1	1	3	10	0	0	3	0
南 部	月光原	1	0	2	1	1	1	3	0	1	3	0
	向原	1	1	2	1	1	0	4	0	5	4	1
	碑	1	0	1	1	1	2	2	1	0	0	0
	原町	1	1	2	1	1	0	3	0	2	3	1
	大岡山東	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1
西 部	大岡山西	1	1	2	1	1	1	3	0	0	4	0
	中根	1	0	1	1	1	0	2	0	2	1	0
	自由が丘	2	1	2	2	2	2	9	0	0	4	1
	八雲	1	1	2	1	1	1	3	1	0	2	0
	東根	1	0	3	1	1	1	5	1	2	3	0
計		24	16	44	24	22	21	97	6	29	63	12

令和4年10月1日現在。学童保育クラブ・幼稚園・保育所には私立を含む。

第4-2表 生活圏域別施設配置表

生活圏域 区分	第一次生活圏域 (住区)	第二次生活圏域 (地区)	第三次生活圏域 (全区)
豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち	区立小学校 幼稚園★	区立中学校 社会教育施設 区民体育館 区民プール	学校サポートセンター 青少年プラザ 図書館 文化ホール 美術館 歴史資料館 野球場 庭球場 男女平等・共同参画センター
ふれあいと活力のあるまち	住区集会施設	地区集会施設	区民斎場 中小企業センター 勤労福祉会館 消費生活センター
ともに支え合い健やかに安心して暮らせるまち	保育所★ 学童保育クラブ★ 児童館 老人いこいの家	地域包括支援センター★ 認知症グループホーム★	母子生活支援施設★ 子ども家庭支援センター 高齢者センター 特別養護老人ホーム★ 高齢者在宅サービスセンター★ 高齢者福祉住宅 心身障害者センター 障害者グループホーム・ケアホーム(福祉ホーム含む)★ 障害者通所施設★ 幼児療育通所施設 障害者入所施設★ 保健所、保健センター
環境に配慮した安全で快適なまち	児童公園 広場公園 街かど公園 都市緑地 防災拠点	地域公園 備蓄倉庫	区民公園 親水施設 花とみどりの学習館、自然観察舎 区営住宅、区民住宅 駐輪場★、自転車置場、自転車集積所 エコプラザ 防災センター
行政施設		地区サービス事務所 行政サービス窓口	区役所(各種事務所含む)

①本表は、生活圏域ごとに配置・整備される施設(区外施設、道路等を除く)を示している。

②具体的な配置基準や配置数は、補助計画に掲げるなど施設ごとに異なるため示していない。

③★は民間施設を含む。地区集会施設は、社会教育館の機能を活用した施設。

「目黒区基本計画(平成21年10月策定)」による。

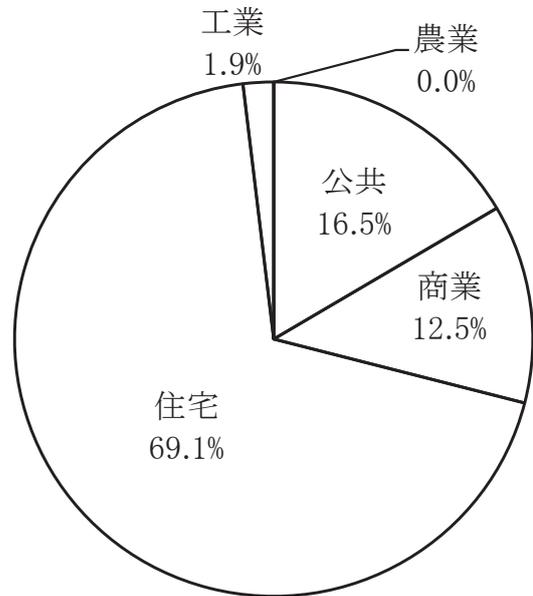
## Ⅱ 都市整備

区では、平成16年3月に策定した「目黒区都市計画マスタープラン」で示した将来都市像「子どもの元気がみえるまちめぐろ」の実現に向け、各種の計画や事業を体系化し、さまざまな街づくりを進めている。

都市は、人々が集い、住まう場であるとともに、さまざまな活動の場でもある。都市を秩序ある魅力的なものとするためには、長期的な視点に立って、将来のまちの姿やこれからのまちづくりの方向性を示し、その実現に向けた取り組みを区民、企業、行政などがそれぞれの役割と責任を持ち、尊重しあい協力して進めることが必要である。

都市計画マスタープランは、そのよりどころとなるもので都市計画法により都市計画の基本的な方針として位置付けられている。

第4-2図 宅地の利用比率



平成28年度土地利用現況調査結果による。

第4-3表 道路現況

道路種別	総数		舗装別					
			高級 <sup>れきせい</sup> 瀝青舗装		簡易舗装		その他	
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)
公道総数	354,224	2,126,897	107,950	807,127	239,081	1,122,633	6,311	161,633
区道	331,944	1,625,163	86,552	499,794	239,081	1,049,705	6,311	75,664
都道	21,398	466,230	21,398	307,333	-	72,928	-	85,969
国道	882	35,504	-	-	-	-	-	-
区有通路	15,983	53,549	0	0	0	0	15,983	53,549

令和3年4月1日現在。自動車専用道を含まない。

区道、都道及び国道については、令和3年度東京都道路現況調書による。

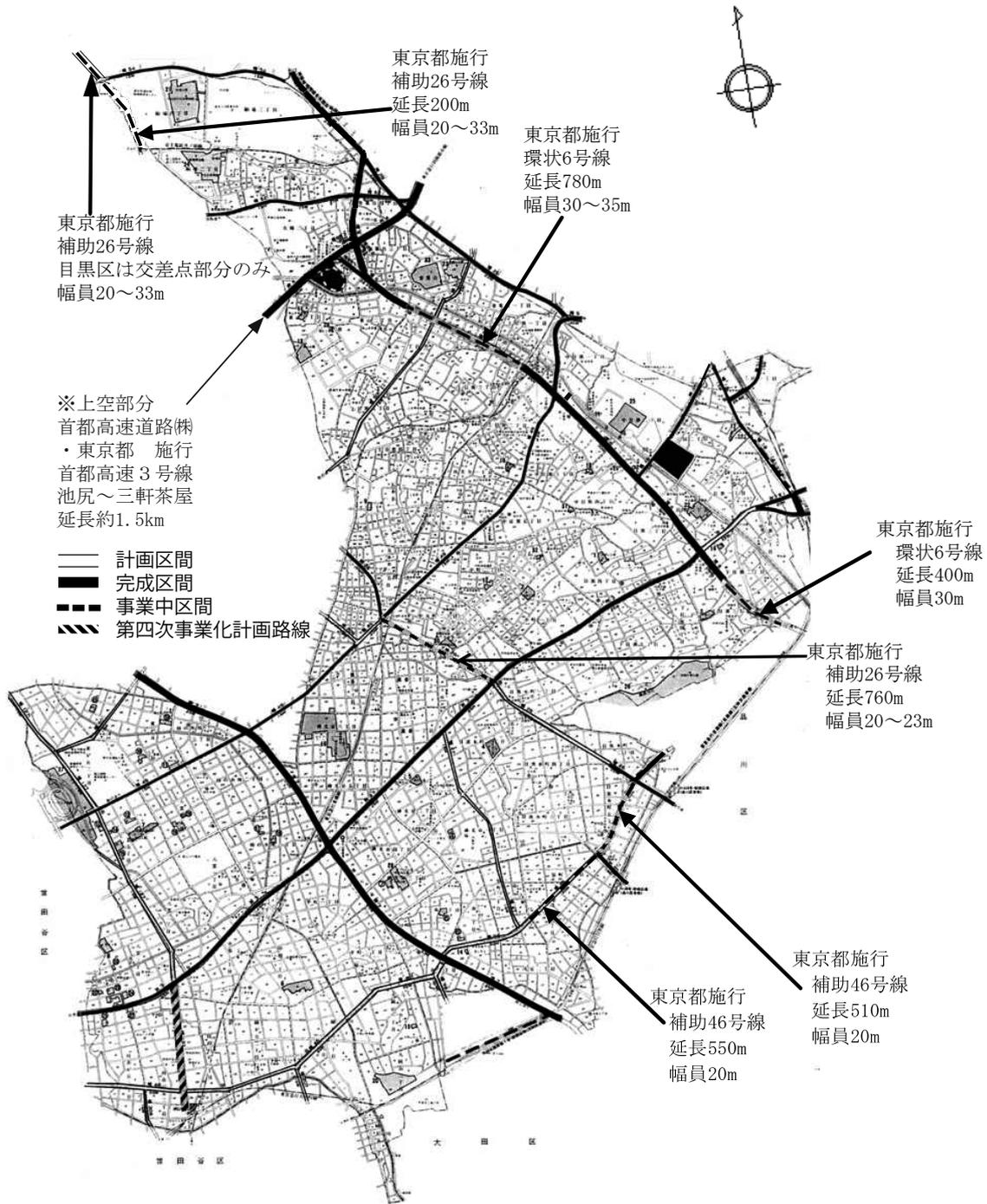
第4-4表 都市計画道路の延長

(単位: km)

	計画延長	完成延長	事業中延長	未着手延長	完成率
目黒区	32.7	18.6	3.2	11.0	56.7%

令和4年3月末現在。

第4-3図 都市計画道路現況図（令和4年3月末現在）



目黒区内都市計画道路整備状況概要一覧表

名称	計画決定年月日 告示番号	事業中道路	
		事業決定年月日および告示番号	
放射3号 4号	S21. 3. 26 "	戦復院告第3号 "	— —
環状6号 7号	" "	H12. 9. 27 建設省告示第1918号(下目黒) H12. 12. 28 建設省告示第2508号(青葉台) "	— —
補助5号 18号 19号	S21. 4. 25 " "	戦復院告第15号 " "	— — —
26号	"	H18. 12. 15 関東地方整備局告示第447号(駒場-東北沢-) H19. 9. 6 関東地方整備局告示第295号(中央町) R元. 7. 18 関東地方整備局告示第18号(駒場-代沢)	—
30号	" H6. 10. 25 区告第277号	" "	—
46号	S21. 4. 25	戦復院告第15号 H21. 9. 2 関東地方整備局告示第298号(目黒本町五丁目) H27. 2. 6 関東地方整備局告示第34号(原町一丁目・洗足一丁目)	—

47号	S41. 7. 30 建告第2428号	—
48号	S21. 4. 25 戦復院告第15号	—
49号	"	—
50号	"	—
52号	"	—
127号	S22. 11. 26 戦復院告第128号	—
207号	S41. 7. 30 建告第2428号	—
208号	"	—
209号	"	—
311号	H元. 1. 20 区告第10号	—
都市高速道路 中央環状新宿線	H2. 8. 13 建告第934号 (変) H11. 4. 30 都告第607号	—
都市高速道路 中央環状品川線	H16. 11. 15 都告第1592号	—
都市高速道路 第3号線	S34. 8. 18 建告第1533号	H28. 4. 28 東京都告示第913号(池尻~三軒茶屋)

令和4年3月末現在。

第4-5表 交通安全施設設置の現状

道路種類	横断歩道橋 (橋)	防護柵 (m)	歩道 (m)	通学路標識 (本)	道路反射鏡 (本)	道路標識 (本)	すべり止め舗装 (㎡)
総数	21	32,669	58,945	812	1,968	1,335	56,340
区道	0	32,669	58,945	812	1,968	1,335	〔レンガ色 43,481 グリーン 12,859〕
都道	18						
国道	3						

令和4年4月1日現在。

第4-6表 私道整備と私道防犯灯整備の推移

年 度	私道整備			私道防犯灯	
	件数	延長(m)	舗装面積(㎡)	電気料等補助数	整備助成数
平成 29	5	147	442	2,954	366
30	2	17	50	2,950	432
令和 元	5	158	447	2,936	550
2	6	256	827	2,887	28
3	3	83	257	2,888	12

各年度3月31日現在。

第4-7表 街路樹・緑地の状況の推移

年 度	街路樹(本)	道路緑地(㎡)
平成 30	2,815	19,213
令和 元	2,829	19,213
2	2,822	19,213
3	2,798	19,213
4	2,782	19,234

各年度4月1日現在。緑道内樹木数は除く。

第4-8表 街路灯設置の推移

年 度	累計設置数(本)
平成 30	11,429
令和 元	11,444
2	11,531
3	11,550
4	11,580

各年度4月1日現在。

「特別区土木関係現況調査」による。

第4-9表 河川現況

河川名	延長(m)
総数	11,280
目黒川	3,860
蛇崩川	1,530
立会川	1,090
呑川	2,840
九品仏川	1,960

令和4年3月31日現在。

「都市整備部事業概要(令和3年度実績)」による。

第4-10表 橋りょうの現状

道路種別	総数		鋼橋		コンクリート橋	
	数(橋)	面積(㎡)	数(橋)	面積(㎡)	数(橋)	面積(㎡)
総数	55	17,682	25	10,611	30	7,071
区道	37	6,189	19	4,642	18	1,547
都道	16	9,345	4	3,821	12	5,524
国道	2	2,148	2	2,148	0	0

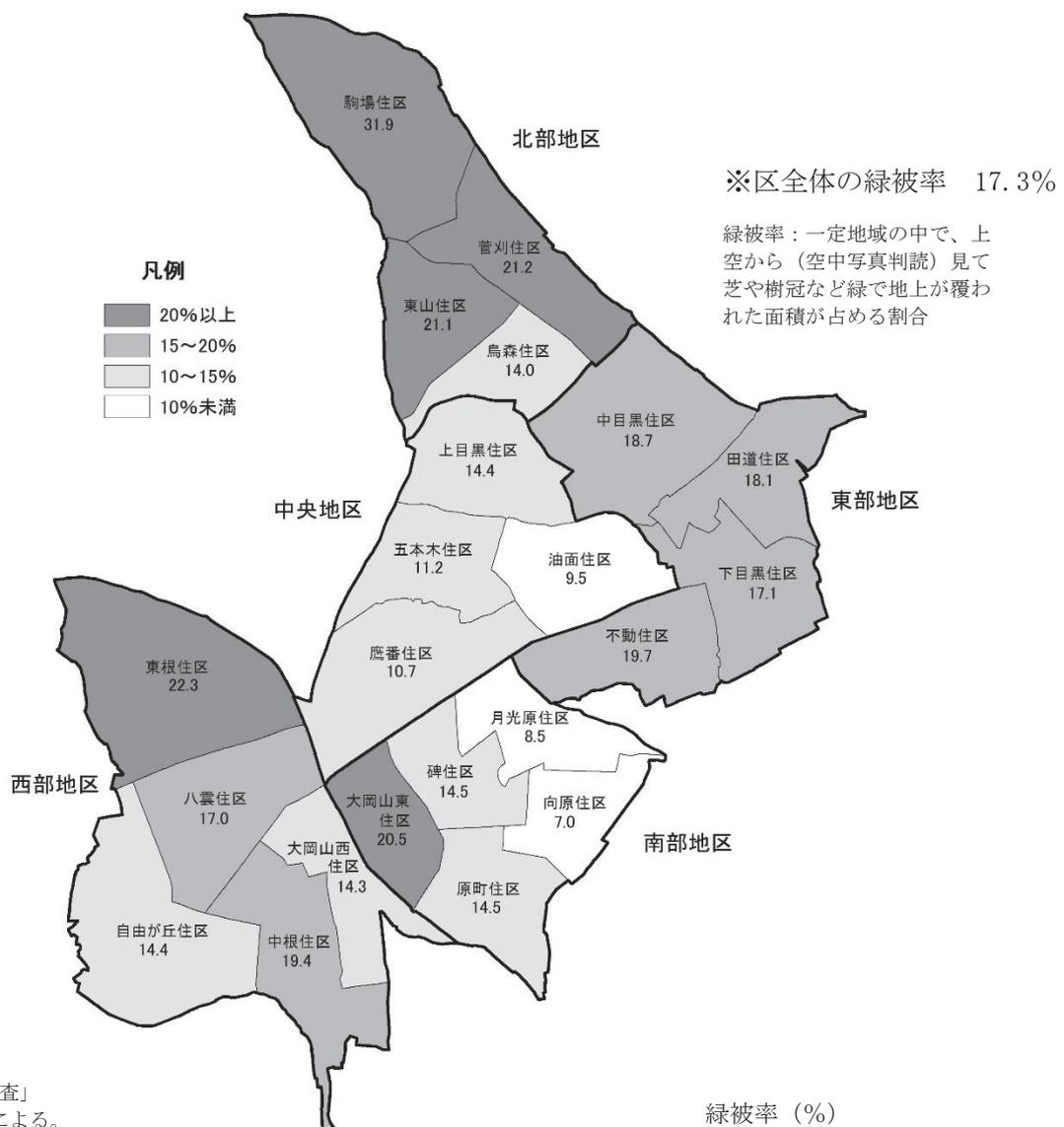
令和4年3月31日現在。

### Ⅲ 公園・緑化

公園は、良好な都市環境を形成し、多様な機能を果たすオープンスペースとして重要な役割を持っている。目黒区立公園条例では、市街地における1人当たりの公園面積は5㎡を確保するように定められているが、目黒区での区民1人当たりの公園面積は1.76㎡（令和4年4月1日現在）と大きく基準を下回っている。そのため、住区・地区単位に公園を配置し、令和7年度までに区民1人当たりの公園面積を2.0㎡に高めることを目標に整備を進めている。また、みどりは、美しい街なみの形成、気温や風・騒音の緩和などのほか、生活に潤いや安らぎを与えてくれる。

目黒区生物多様性地域戦略と目黒区みどりの基本計画に基づいた種々の施策を総合的に展開していくことにより、公園と緑地を核としたみどりのネットワークの形成を図り、みどり豊かないきものすめる環境づくりを進め、区内の緑被率20%並びに野鳥の年間確認種類数50種を維持し70種を目指すことを目標としている。

第4-4図 住区別緑被率の比較



「目黒区緑の実態調査」  
 (平成27年3月)による。  
 ※(空中写真撮影は平成26年8月)

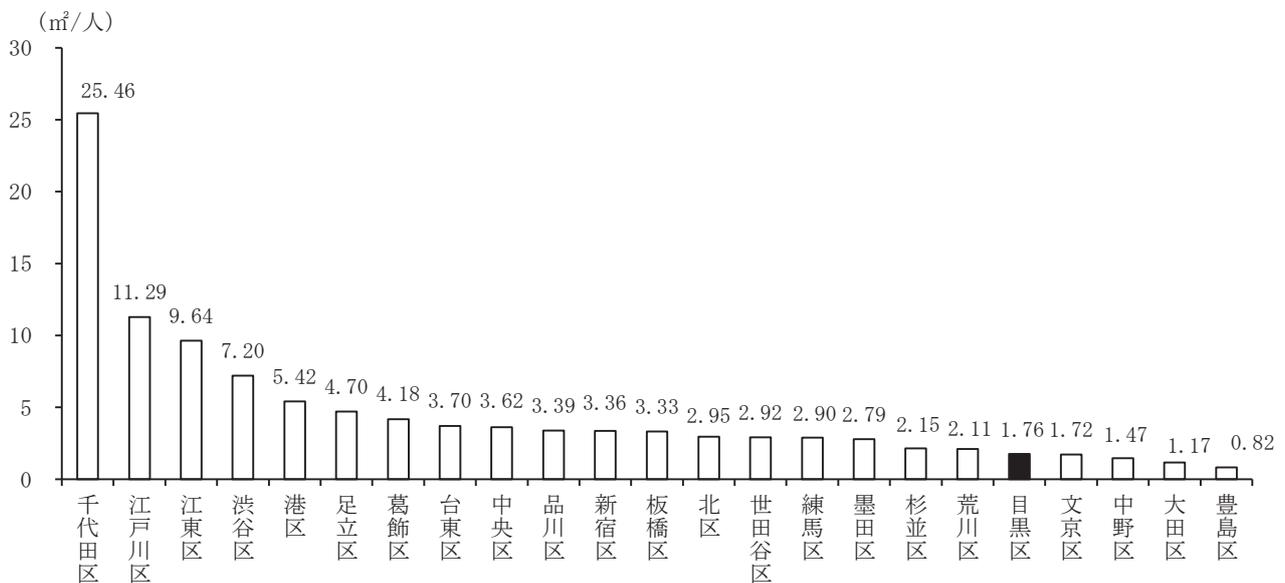
		緑被率 (%)	
		上位	下位
1	駒場	31.9	向原 7.0
2	東根	22.3	月光原 8.5
3	菅刈	21.2	油面 9.5
4	東山	21.1	鷹番 10.7
5	大岡山東	20.5	五本木 11.2

第4-11表 公園・児童遊園の現況

種別	数	面積(m <sup>2</sup> )	区の総面積に占める割合(%)	1人当たりの面積(m <sup>2</sup> /人)
総数	134	489,424.57	3.33	1.76
区立公園	83 (10)	350,307.57 (44,629.05)	2.39	1.26
児童遊園	49	24,841.00	0.17	0.09
都立公園	2	114,276.00	0.78	0.41

令和4年4月1日現在。( )は緑道。児童遊園の内、閉鎖中の中央町一丁目児童遊園は除く。

第4-5図 23区の一人当たりの公園面積



特別区「土木関係現況調査 令和4年4月1日現在」による。

第4-12表 目黒区で観察されている鳥類

一年中見られ 巣作りしている 鳥	カルガモ、キジバト、コゲラ、ヒヨドリ、メジロ、ツバメ(夏鳥)、シジュウカラ、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、オナガ、エナガ、ハシブトガラス、ワカケホンセイインコなど
冬に渡ってくる 鳥	コガモ、オナガガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、ユリカモメ、ツグミ、シロハラ、ジョウビタキ、ウグイス、アオジなど
春秋に通過 する渡り鳥	キビタキ、オオルリ、エゾビタキ、サンコウチョウなど
その他	カワウ、アオサギ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ、オオタカ、カワセミ、ハクセキレイ、ヤマガラスなど

(区民参加による身近ないきもの調査等の結果より)  
平成9年度～令和3年12月までの記録。

第4-13表 目黒川の魚介類  
(東京湾からの遡上含む)

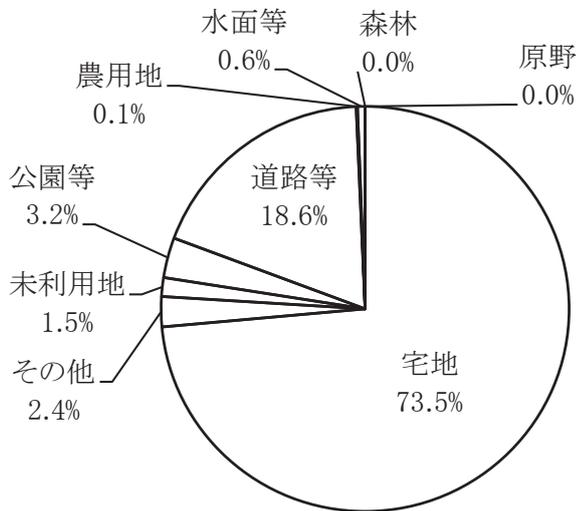
魚類	アカエイ、ウナギ、キンギョ、ギンブナ、コイ、モツゴ、マルタウグイ、オイカワ、ドジョウ、アユ、ボラ、メダカ、ヒメダカ、カダヤシ、グッピー、スズキ、シマイサキ、コトヒキ、マハゼ、ビリンゴ、スミウキゴリ、ヌマチチブ
その他	ミズクラゲ、クロベンケイガニ、モクズガニ、アメリカザリガニなど

(目黒川船入場でのいきもの発見隊等の記録より)  
平成9年度～令和3年12月までの記録。

# IV 住まいと土地

区では、区民が良好な居住環境のもとで安心して快適に住み続けられるため、家賃助成などの施策を進めている。

第4-6図 土地利用の比率



平成28年度土地利用現況調査結果による。  
小数点以下第2位を四捨五入したため、構成比の合計は必ずしも100%とにならない。

第4-14表 防火地域別面積表

防火地域別	面積 (ha)	構成比 (%)
合計	約 1,470.0	100.0
防火地域	136.0	9.3
準防火地域	1,334.0	90.7
防火無指定	—	—

令和4年1月現在。 (都市計画決定区域面積)

第4-15表 高度地区別面積表

高度地区別	面積 (ha)	構成比 (%)
第1種高度地区	約 587.2	40.0
17m第1種高度地区	64.4	4.4
第2種高度地区	4.7	0.3
17m第2種高度地区	480.6	32.7
20m第2種高度地区	20.0	1.4
30m第2種高度地区	26.5	1.8
第3種高度地区	3.8	0.3
17m第3種高度地区	13.4	0.9
20m第3種高度地区	157.9	10.7
30m第3種高度地区	15.7	1.1
40m第3種高度地区	7.7	0.5
30m高度地区	10.6	0.7
40m高度地区	22.5	1.5
50m高度地区	45.4	3.1
60m高度地区	0.6	0.0
小計	1,461.0	99.4
高度無指定地区	9.0	0.6
合計	1,470.0	100.0
最低限度高度地区	20.3	1.4

令和4年1月現在。 (都市計画決定区域面積)  
最低限度高度地区は、林試の森公園周辺の17m第3種高度地区と20m第3種高度地区に含まれる。  
上記合計の内数は、小数点以下第2位を四捨五入したため、構成比は必ずしも100%とにならない。

第4-16表 用途地域別面積表

用途地域別	面積 (ha)	構成比 (%)
合計	約 1,470.0	99.9
住居系用途地域 小計	1,192.3	81.1
第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度80㎡)	160.6	10.9
第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度70㎡)	431.2	29.3
第一種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度60㎡)	309.4	21.1
第二種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度60㎡)	62.7	4.3
第一種住居地域	3.8	0.3
第一種住居地域 (敷地面積の最低限度60㎡)	177.2	12.0
第二種住居地域 (敷地面積の最低限度60㎡)	47.4	3.2
商業系用途地域 小計	197.1	13.4
近隣商業地域	10.8	0.7
近隣商業地域 (敷地面積の最低限度55㎡)	89.7	6.1
商業地域	96.6	6.6
工業系用途地域 小計	80.6	5.5
準工業地域 (敷地面積の最低限度60㎡)	80.6	5.5
(特別工業地区) (敷地面積の最低限度60㎡)	(11.5)	(0.8)

令和4年1月現在。 (都市計画決定区域面積)  
特別工業地区は、準工業地域内に指定されている。  
上記合計の内数は、小数点以下第2位を四捨五入したため、構成比は必ずしも100%とはならない。

第4-17表 公示（標準地）価格

標準地の所在地(住居表示)	令和3年公示価格 (1㎡当たり)	令和4年公示価格 (1㎡当たり)	対前年増減率
柿の木坂2丁目25番25号	825,000 円	830,000 円	0.6 %
中町1丁目11番14号	636,000	644,000	1.3
中目黒3丁目14番7号	958,000	967,000	0.9
目黒本町5丁目31番8号	656,000	664,000	1.2
平町1丁目14番18号	872,000	877,000	0.6
自由が丘2丁目18番26号	1,120,000	1,130,000	0.9
青葉台2丁目2番17号	1,480,000	1,500,000	1.4
青葉台4丁目6番19号	1,460,000	1,520,000	4.1
上目黒3丁目24番10号	931,000	938,000	0.8
東山3丁目12番10号	924,000	932,000	0.9
三田2丁目18番8号	1,010,000	1,030,000	2.0
祐天寺1丁目25番4号	818,000	827,000	1.1
碑文谷4丁目12番14号	798,000	807,000	1.1
三田2丁目1番5号	1,270,000	1,310,000	3.1
洗足2丁目14番20号	771,000	779,000	1.0
平町2丁目1番2号	770,000	793,000	3.0
下目黒5丁目16番17号	785,000	796,000	1.4
目黒2丁目1番18号	1,040,000	1,090,000	4.8
中根2丁目7番3号	913,000	945,000	3.5
目黒本町3丁目16番6号	888,000	911,000	2.6
駒場4丁目3番38号	1,070,000	1,080,000	0.9
青葉台3丁目5番44号	2,240,000	2,350,000	4.9
五本木2丁目50番13号	812,000	821,000	1.1
中根2丁目8番14号	875,000	883,000	0.9
鷹番1丁目18番18号	888,000	895,000	0.8
緑が丘3丁目5番15号	702,000	708,000	0.9
青葉台3丁目13番14号	1,090,000	1,120,000	2.8
大岡山1丁目4番12号	734,000	748,000	1.9
大橋2丁目7番10号	910,000	921,000	1.2
下目黒2丁目10番10号	760,000	776,000	2.1
目黒本町2丁目15番20号	739,000	748,000	1.2
八雲2丁目16番19号	802,000	820,000	2.2
自由が丘1丁目7番13号	3,280,000	3,280,000	0.0
上目黒3丁目4番3号	4,030,000	4,050,000	0.5
中目黒3丁目23番16号	876,000	877,000	0.1
祐天寺2丁目3番11号	945,000	950,000	0.5
八雲4丁目1番19号	845,000	849,000	0.5
鷹番2丁目19番20号	1,640,000	1,650,000	0.6
青葉台1丁目27番12号	2,020,000	2,040,000	1.0
下目黒6丁目17番21号	1,040,000	1,050,000	1.0
平町1丁目27番1号	1,710,000	1,720,000	0.6
自由が丘1丁目24番5号	1,280,000	1,290,000	0.8
下目黒3丁目4番2号	1,300,000	1,320,000	1.5
自由が丘2丁目11番3号	-	4,850,000	-
原町1丁目11番2号	844,000	851,000	0.8
駒場1丁目10番7号	848,000	859,000	1.3
目黒本町4丁目1番3号	827,000	827,000	0.0
下目黒1丁目1番11号	3,950,000	3,960,000	0.3
目黒本町5丁目1番2号	969,000	973,000	0.4
東山3丁目13番3号	941,000	943,000	0.2

令和4年1月1日現在。

第4-18表 住宅の現状

住居別	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当たり 居室数	1住宅当たり 居室の 畳数	1住宅当たり 延べ面積 (㎡)	1人当たり 居室の 畳数	1室当たり 人員
総数	146,220	148,520	278,380	3.06	25.97	67.55	13.29	0.64
持ち家	60,900	62,350	144,470	4.24	37.00	96.81	15.60	0.56
公営借家	1,540	1,590	2,670	2.90	18.17	45.26	10.45	0.60
都市再生機構・ 公社借家	370	370	670	2.80	24.70	68.93	13.72	0.64
民営借家	66,110	66,710	102,370	1.96	15.89	41.34	10.26	0.79
給与住宅	5,710	5,740	12,960	3.11	27.19	64.80	11.98	0.73

総数には住宅の所有関係「不詳」を含む。  
平成30年住宅・土地統計調査による。

第4-19表 構造別着工建築物件数

	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造	コンクリート ブロック造	その他
棟数	746棟	497	1	89	148	0	11
床面積	195,244㎡	70,192	422	83,837	40,409	0	384

令和2年1月～令和2年12月。  
東京都「建築統計年報」(2021年度版)による。

## V 水道など

第4-20表 上水道用途別給水件数

総数	一般	共同住宅	公衆浴場営業	共用
178,348	174,071	4,268	9	0

令和4年3月31日現在。

東京都水道局による。

第4-21表 上水道使用水量の推移

年度	給水人口 (人)	総使用水量 ( $m^3$ )	1人当たり使用水量 ( $m^3$ )
平成 29	277,803	30,492,910	109.8
30	280,241	30,405,987	108.5
令和 元	282,628	30,330,166	107.3
2	281,093	30,974,312	110.2
3	278,415	30,205,948	108.5

東京都水道局による。

第4-22表 都市ガスの使用量

(都市ガス小売全面自由化開始に伴い、平成29年以降は統計なし)

年次	メーター個数 (個)	年間使用量 ( $km^3$ ※)	メーター1個当たりの 月間使用量( $m^3$ )
平成 25	169,729	76,375	37.5
26	170,122	77,086	37.8
27	171,253	75,713	36.8
28	172,972	74,960	36.1
29	—	—	—

メーター個数は各年末現在。

「東京都統計年鑑」から算出。

※1 $km^3$ あたりの熱量は45GJ(ギガジュール)に相当。

## VI 環境

第4-23表 ごみの収集量と搬入先処理状況の推移

(単位：t)

年度	総量	1日 当たりの 排出量	収集量				搬入先					
			ごみ				清掃作 業所へ	粗大ごみ 破碎 処理 施設へ	清掃 工場へ	埋立処 分場へ	粗大ご み中継 所へ	不燃ごみ 処理セン ターへ
			可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	持ち 込み ごみ						
平成 29	53,314	146.1	48,307	2,156	2,338	513	0	271	48,549	0	2,338	2,156
30	53,016	145.2	47,915	2,127	2,305	669	0	416	48,168	0	2,305	2,127
令和 元	53,623	146.5	48,360	2,143	2,475	645	0	373	48,632	0	2,475	2,143
2	56,220	154.0	50,207	2,354	3,052	607	0	317	50,497	0	3,052	2,354
3	54,003	148.0	48,130	2,017	3,068	788	0	546	48,372	0	3,068	2,017

1日当たりの排出量は、年度間総量を365日（令和元年度は366日）で除したもの。  
持ち込みごみ量は、臨時持込のみの数値。

第4-24表 資源回収実績（令和3年度）

	分別回収							拠点回収				集団回収	
	びん	アルミ 缶	スチー ル缶	ペット ボトル	古紙	プラス チック製 容器 包装	小計	紙 パック	乾電池	小型 家電	小計		
回収重量 (t)	3,185	486	369	1,182	234	1,708	7,164	4	18	7	29	11,328	
売却等収益 (千円)	1,139	30,667	3,911	52,606	979	0	89,302	46	-	444	490	-	
拠点・ 世帯数	21,678カ所 (区内全域の集積所)								40 拠点	43 拠点	10 拠点		325団体・ 133,053 世帯

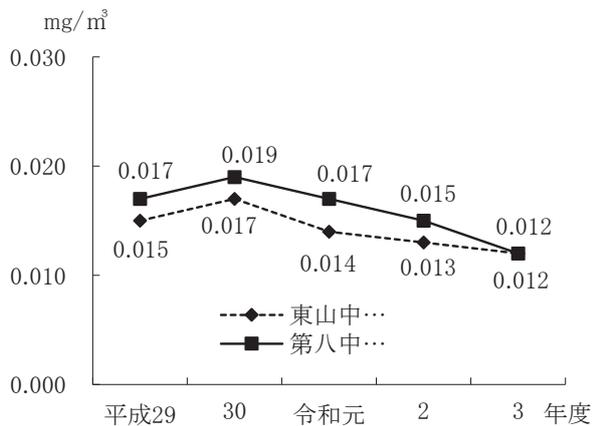
ペットボトルの拠点回収は、平成26年度に終了した。

#### 第4-25表 環境基準

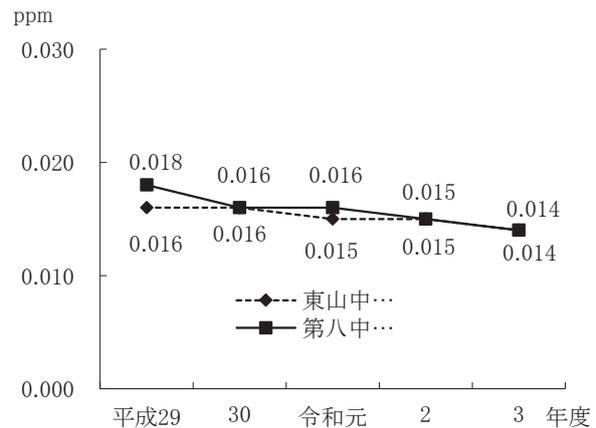
大気汚染とは、人の活動によって排出される有害物質により大気が汚染されることをいう。排出される有害物質にはいろいろなものがあるが、次の6物質について、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準が法令により定められている。

二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。※既に環境基準を達成しており、低い濃度で推移していることから、平成26年度をもって測定を休止した。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。※既に環境基準を達成しており、低い濃度で推移していることから、平成26年度をもって測定を休止した。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

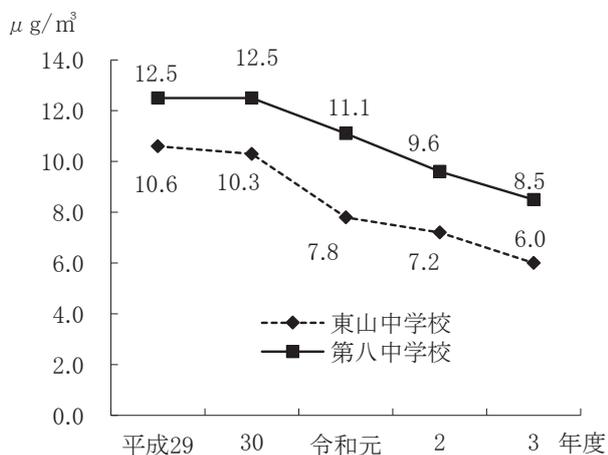
第4-7図 浮遊粒子状物質の経年変化 (年平均値)



第4-8図 二酸化窒素濃度の経年変化 (年平均値)



第4-9図 微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化 (年平均値)



※第4-7、4-8、4-9図の第八中学校の測定室は区設置ではなく東京都の一般大気測定局である(目黒区碑文谷)。

第4-26表 目黒川の水質状況

測定点 年度 項目	氷川橋			宝来橋			中里橋		
	令和元	2	3	令和元	2	3	令和元	2	3
pH	7.4	7.1	7.4	7.4	7.4	7.6	7.1	7.2	7.5
DO (mg/ℓ)	8.8	9.1	8.4	9.8	10.5	9.9	4.2	6.7	6.4
BOD (mg/ℓ)	1.0	1.1	2.0	1.3	1.0	2.1	4.0	5.7	1.5
SS (mg/ℓ)	1.0	1.0	1.0	3.0	3.0	2.0	5.0	7.0	4.0

数値は全て年間の日間平均値。

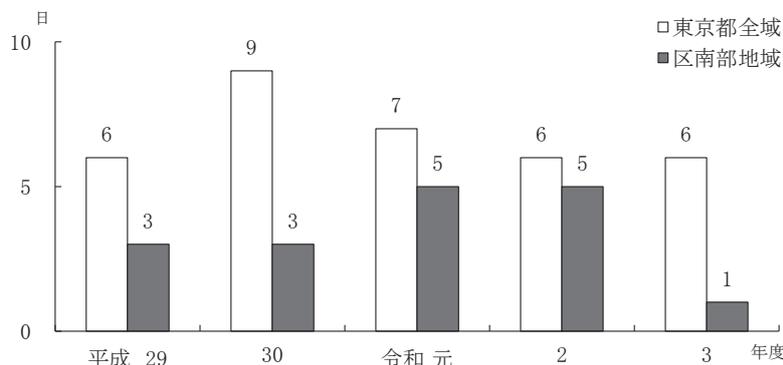
- pH 水素イオン濃度指数。酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で pH7 が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性。
- DO 溶存酸素量。水中に溶けている酸素の量。川の浄化作用や魚類などの水生生物の生活に欠かせないもの。環境基準は「2mg/ℓ以上」、鯉・フナが生息できるには「5mg/ℓ以上」。
- BOD 生物化学的酸素要求量。汚物を無害なものにまで分解するために好気性微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいくほど、水質が汚れていることになる。環境基準は「8mg/ℓ以下」。但し BOD の環境基準は 75% 値で評価される。各橋の 75% 値は氷川橋 0.8mg/ℓ、宝来橋 0.8mg/ℓ、中里橋 1.5mg/ℓ。
- SS 浮遊物質量。水中に浮遊する、粒径 2mm 以下の不溶性微粒子物質。動植物の死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。環境基準は「100mg/ℓ以下」。

第4-27表 生活環境の保全に関する環境基準<河川>

項目	pH	DO	BOD	SS
類型 D	6.0~8.5	2mg/ℓ以上	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下

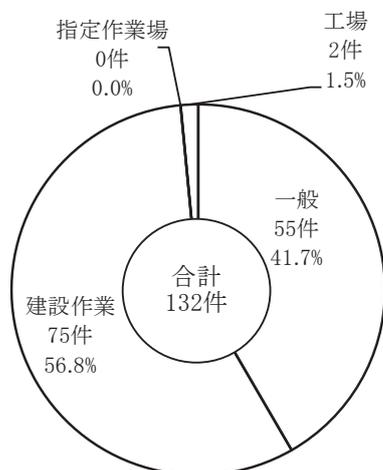
D：水質汚濁に関する環境基準として設定された6段階（AA、A、B、C、D、E）のうちの一つ。目黒川は、平成9年度からD類型に属している。

第4-10図 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化

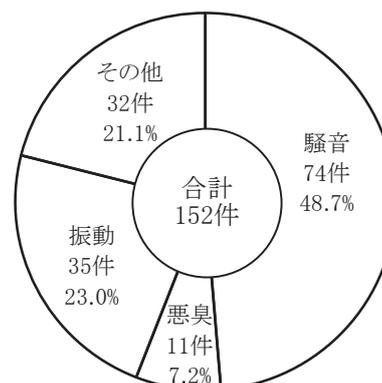


第4-11図 苦情・相談受け付け状況（令和3年度）

発生源別受け付け状況



現象別受け付け状況



小数点以下第2位を四捨五入したため、構成比の合計は必ずしも100%とならない。

第4-28表 自動車騒音の常時監視結果（令和3年度）

対象道路	評価区間		評価対象戸数 (戸)	昼間			夜間		
	始点	終点		等価騒音 レベル (dB)	達成 戸数 (戸)	達成率 (%)	等価騒音 レベル (dB)	達成 戸数 (戸)	達成率 (%)
玉川通り	青葉台4-9	大橋2-24	1,191	73	796	66.8	72	557	46.8
目黒通り	碑文谷5-15	八雲2-9	2,457	72	2,226	90.6	67	2,223	90.5
山手通り	上目黒1-26	大橋1-3、青葉台4-9	5,445	70	4,934	90.6	69	3,544	65.1
駒沢通り	上目黒1-26	鷹番3-24	3,697	70	3,418	92.5	67	3,038	82.2
都道鮫洲大山線	目黒本町3-1	中央町1-10	2,105	66	2,103	99.9	64	2,096	99.6
都道鮫洲大山線	中央町1-10	五本木2-1	2,601	62	2,587	99.5	58	2,528	97.2

第4-29表 自動車騒音要請限度測定結果（令和3年度）

対象道路 [測定地点]	騒音 (dB)					
	昼間			夜間		
	測定 結果	環境 基準	要請 限度	測定 結果	環境 基準	要請 限度
白金台町等々力線(目黒通り) 目黒2-8	69	70 適合	75 適合	67	65 超過	70 適合
白金台町等々力線(目黒通り) 碑文谷2-11	69	70 適合	75 適合	67	65 超過	70 適合
白金台町等々力線(目黒通り) 中根1-25	72	70 超過	75 適合	68	65 超過	70 適合
上馬奥沢線(自由通り) 八雲5-14	64	70 適合	75 適合	61	65 適合	70 適合
環状6号線(山手通り) 駒場1-1	63	70 適合	75 適合	59	65 適合	70 適合
古川橋二子玉川線(駒沢通り) 東が丘1-5	70	70 適合	75 適合	67	65 超過	70 適合

要請限度とは、騒音規制法に定める自動車騒音に係る要請限度値。